

インターリンク 東京海上日動

今後の国際輸送リスクへの対応解説

「国際輸送における荷主と運送人の立場」セミナー

インターリンクと東京海上日動はこのほど、福岡県福岡市の福岡東京海上日動ビルディングで「国際輸送における荷主と運送人の立場」セミナーを開催した。第一部は東京海上日動コマースル損害部国際物流第一グループの平川猛課長が「国際輸送において顕在化しているリスクについて」をテーマに講演した。第二部では、総合営業第二部貨物海外課の村山進午課長が国際輸送において顕在化しているリスクを挙げた後、荷送人の賠償責任リスクに備える保険を紹介した。



平川氏



村山氏

第一部で平川氏はSO L A S条約の改正によって、▽荷送人は、規定された方法で輸出コンテナの総重量の計測・確定を行うことが義務付けられる▽計測・確定されたコンテナ総重量は船長、またはその代理人に報告される必要がある▽荷送人からのコンテナ総重量の情報提供がない場合には船積禁止となる▽とした上で、「国交省は『危険物船舶運送及び貯蔵規則』と『特殊貨物船舶運送規則』を一部改正し、コンテナ貨物の計量方法及び総重量の確定方法を定めた。また、一般にB / L上においては、荷主

の運送人に対する貨物重量の事前通告義務があり、違反に際しての荷主の損害賠償義務が規定されている」と話した。「荷送人」については説明では、「いわゆるShipperのことであるが、SO L A S条約下では、①関係法令の重量確定は荷送人の責任であること②対象コンテナ④重量確定方法⑤船社やコンテナヤード責任者への確定重量伝達方法⑥船社やコンテナヤード責任者の義務の荷送人自ら重量確定する場合の国交省への届け出方法⑧荷送人から委託を受けて重量確定する事業者の登録方法⑨

荷送人の賠償責任リスクに備える保険を紹介

テナ総重量通知の漏れや、規定の計測条件を充てない、情報誤りなどによって船積みされた場合の費用(例：臨時保管費用、返送費用)、あるいは船舶に積載されなかったことによる遅延に伴う発生費用(代替品急送費用など)が発生する可能性があるとした。

重量誤申告による賠償責任については、コンテナ重量の誤りなどに起因して、荷崩れなどの事故が発生した場合の他人の財物の損害または身体の障害に対する損害賠償責任(例：船会社に対する責任、荷役業者に対する責任、荷役業者に対する責任、他の荷主に対する責任など)に留意すべきと指摘した。

国交省による監査や罰則⑩主要諸外国における国内法化の現状一を挙げた。SO L A S条約改正のまとめとして、今後、荷送人(Shipper)には、コンテナの船積禁止による費用損害や、重量誤申告による賠償責任といった損害・賠償責任が想定されると説明。コンテナの船積禁止による費用損害に関しては、コン

次に、危険物輸送に関する荷送人の賠償責任について解説し、「商法のうち貨物や旅客の運送、海運に関する規定(第2編第7・8章および第3編〈運送・海商〉)は1899年の制定以降、実質的な改正がなかったことから、商法制定以来の社会・経済情勢への変化への対応、荷主・運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応などの観点から見直しを行う必要性が法務大臣から示され、2016年10月に「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、今

次に提出されることになった。本法案が成立すれば、施行は18年春ごろが見込まれる」と説明した。その上で、改正法案で新設された荷送人に危険物についての通知義務がある旨の規定は、立証責任が荷送人に転換することになっており、荷送人が危険物の通知を怠ったことによる過失がなかったことを立証できない場合には賠償責任を負うことになる(過失推定責任)とした。

また、誤申告や申告漏れで貨物の引き取りが拒否されてしまった際に発生する各種費用についてカバーする特約「Extra Expense for Errors and Omissions」を紹介し、被保険者もしくはその使用者による貨物の申告、重量の確認・確定などの誤りや漏れなどの過失に伴い、船会社や港湾施設が貨物の受け取りを拒否した場合、貨物の返送に掛かる運賃や各種費用、貨物の輸送が遅れたことによる代替品を急送するために掛かる運賃や各種費用、貨物の荷積みや荷卸しに掛かる費用、再梱包費用、保管費用などを補償することなどを解説した。

まよめとして、荷送人(Shipper)には申告上の過失による賠償責任、不適切な輸送による賠償責任の発生が想定されると指摘。申告上の過失による賠償責任については、貨物の分類上の誤りや、危険品の申告漏れなどに起因して、危険物が正しく積み付けられず(高温となる場所に積まされるなど)、化学反応などを起こし、他者に損害を与えた場合、船体(船主)に対する責任や他の

不適切な輸送による賠償責任については、貨物の特性に応じた梱包、所要のコンテナ種類や輸送手段の選択など、適切な方法が採られなかったことに起因して、貨物が輸送中に変質などを起こし、他者に損害を与えた場合、船体(船主)に対する責任や他の貨物(荷主)に対する責任を負うことになる」と述べた。

講演を通じて、村山氏は「荷送人としてどのようなリスクを負っているのか、正確に認識した上で、適切な保険手配について保険代理店、保険会社に相談してほしい」と繰り返して述べた。



参加者は熱心に聴講した

次の臨時国会に提出されることになった。本法案が成立すれば、施行は18年春ごろが見込まれる」と説明した。その上で、改正法案で新設された荷送人に危険物についての通知義務がある旨の規定は、立証責任が荷送人に転換することになっており、荷送人が危険物の通知を怠ったことによる過失がなかったことを立証できない場合には賠償責任を負うことになる(過失推定責任)とした。

保険毎日新聞 購読のお申し込みはFAXまたはWebで FAX 03-3865-1431 http://www.homai.co.jp

ノーフォルト自動車保険論 佐野 誠 著 (2016年10月刊) ISBN978-4-89293-276-2

